

久喜市ホームページ広告掲載基準

平成22年4月1日市長職務執行者決裁

1 目的

この基準は、久喜市ホームページに掲載する広告について、久喜市ホームページ広告掲載取扱要綱（平成22年3月23日告示第5号）に規定する事項のほか、遵守すべき基準について定めるものとする。

2 広告の種類

広告の種類は、バナー広告とする。

3 広告の規格

広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦48ピクセル、横120ピクセル
- (2) 容量 4キロバイト以内
- (3) 画像形式 GIF形式

4 禁止する表現

次に掲げる表現は禁止する。

- (1) 閉じる、はい、いいえ、キャンセルなど、操作手順を模した表現
- (2) アニメーションによる表現
- (3) アラートマークを模した表現
- (4) テキストボックスを模した表現
- (5) プルダウンメニューを模した表現
- (6) 市の実施する事業名に類似した表現
- (7) 前6号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現、又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

5 その他の基準

利用者へ適切な閲覧環境を提供するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分に確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。
- (2) 文字やイラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。